

制度改正に向けた今後の対応について

1 制度改正を検討している主な内容

政令改正事項

- ・ 対象品目に、液晶テレビ及びプラズマテレビ並びに衣類乾燥機を追加
- ・ ヒートポンプ式洗濯乾燥機に使用されているフロン類の適正な回収・破壊を義務付け
- ・ 再商品化等基準を引上げ・新設
 - エアコン : 60% → 70%
 - 冷蔵庫・洗濯機 : 50% → 60%
 - 電気洗濯機・衣類乾燥機 : 50% → 65% (衣類乾燥機は新設)
 - 液晶テレビ・プラズマテレビ : 50% (新設)

省令改正事項

- ・ 指定引取場所の共有化対応等に係る主務大臣への申請手続の効率化等

基本方針改正事項

- ・ 国は、引取台数の多い小売業者に対し、毎年度の排出家電の引取り・引渡し実績等の報告を求める等の措置を講ずること、製造業者等に対し、再商品化等に必要な行為に関する毎年度の収支とその内訳について報告を求める等の措置を講ずること等について、記載を追加

2 今後の対応について

上記改正事項については、現在詳細な内容について検討をしており、今後、可能な限り平成21年4月1日施行を目途に、関係者との調整や改正案のパブリックコメントなど必要な手続を実施予定。(なお、パブリックコメントの際に必要な規制の事前評価手続について、別紙参照。)

規制の事前評価の実施について

政策評価法（行政機関が行う政策の評価に関する法律）等に基づき、平成 19 年 10 月から、政令等で規制を新設・改廃する際には、改正案のパブリックコメントを実施するまでに、事前評価を実施することが義務付けられているところ。



今般の品目追加等に当たっても、今後、事前評価書（様式（要旨）は別添）を作成した上、改正案のパブリックコメントを実施する際に参考資料として公表。

事前評価の概要

導入しようとする規制の（改正）案について、目的、内容、必要性に関する説明や費用／便益の推計を行った上で、それらの分析や想定できる代替案との比較考量を行うなどにより評価を実施。

評価の流れ

○ 規制の目的、内容、必要性

現状及び問題点について具体的かつ分かりやすく整理し、規制を導入する目的、内容、必要性について説明。

○ 費用／便益の推計

規制の導入によって発生又は増減することが見込まれる費用／便益（ ）の要素を可能な限り列挙し、説明。

可能な限り定量化又は金銭価値化して示すことが望ましいが、それができない場合は、定性的に分かりやすく説明。

○ 分析・評価

費用と便益の関係の分析や、想定できる代替案との比較考量等により評価。

評価の対象となる規制

今般の政令などの改正に伴い、事前評価を実施する規制は以下のとおり。

なお、評価の手順として、導入しようとする規制案のほか、想定できる代替案を設定することとされており、今般の評価では以下のとおり設定。

事項	評価を実施する規制	備考（代替案の設定理由など）
品目追加 (代替案)	液晶テレビ・プラズマテレビ、衣類乾燥機の追加 上記のほか、電子レンジ、マッサージチェアを追加	電子レンジ・マッサージチェアについては、追加品目の候補とされたものの、合同会合において法定要件の該当性等を検討した結果、今般の改正の対象外とされた経緯を踏まえ、代替案として設定した。
再商品化等基準の変更 (代替案)	現行の素材回収効率を踏まえた基準の引上げ エアコン 70%、冷蔵庫・冷凍庫 60%、洗濯機・乾燥機 65% 一部プラスチックの回収効率を 95%と想定して引上げ エアコン 75%、冷蔵庫・冷凍庫 70%、洗濯機・乾燥機 90%	再商品化等基準の変更については、合同会合の検討の結果、プラスチックの取扱いとして中・高品質のものを対象に再商品化等基準に追加し、現状のリサイクル技術水準等を勘案して回収効率を設定することが適当とされたが、当初は分離・リサイクル容易なものの 95%の回収を見込んだ水準の設定も検討された経緯を踏まえ、代替案として設定した。
定期的な報告徴収（小売業者） (代替案)	引取台数の多い小売業者に対し、毎年度の排出家電の引取り・引渡し実績等を報告徴収 すべての小売業者を対象として報告徴収	合同会合報告書は、消費者の信頼醸成・適正排出の促進の観点から、特に家電流通量が非常に多く収集運搬を委託するケースも多い大手家電量販店のチェック体制の強化を通じた引渡義務実施の適正化が重要と指摘しているが、公平性の観点からはすべての小売業者に報告を求めることも考え得ることから、これを代替案として設定した。
定期的な報告徴収（製造業者等） (代替案)	製造業者等に対し、再商品化等に必要な行為に関する毎年度の収支とその内訳を報告徴収 引取台数の多い製造業者等を対象として報告徴収	合同会合報告書は、メーカーによるリサイクル費用の低減競争や消費者の理解促進を通じた適正排出の促進を図るため、毎年度のリサイクル費用とその内訳の報告について報告を求めることが必要と指摘しているが、代表性の観点からは、引取台数の多い製造業者等へののみ報告を求めることも考え得ることから、これを代替案として設定した。

(別添)事前評価書(要旨)の様式

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称			
担当部局	〇〇省〇〇局〇〇課 省 局 課	電話番号：03-****-**** 電話番号：03-****-****	e-mail： ****@****.go.jp e-mail： ****@****.go.jp
評価実施時期	平成〇〇年〇〇月〇〇日		
規制の目的、内容及び必要性等			
	法令の名称・関連条項とその内容		
想定される代替案	代替案1： 代替案〇： 代替案が複数ある場合には適宜、表を修正の上作成		
規制の費用	費用の要素	代替案1の場合	代替案〇の場合
(遵守費用)			
(行政費用)			
(その他の社会的費用)			
規制の便益	便益の要素	代替案1の場合	代替案〇の場合
政策評価の結果 (費用と便益の関係の分析等)			
有識者の見解その他関連事項			
レビューを行う時期又は条件			
備考			